

香川県立坂出商業高等学校校則（「生徒心得」）

本校生徒は健全な心身と秩序ある気風を養うため、次の事項を守ること。

## 第1章 服 装

服装は本校生徒としての品位を損わないように心がける。また、通学時及び校内（校外において教育活動を実施する場合を含む）においては、制服を着用すること。

### 1 男子制服

- (1) 冬服…黒色無地の標準学生服及び標準学生ズボンとする。学生服の左襟に校章、左胸部に名札をつける。ベルトの色は黒・茶・紺色の目立たないもので、幅は2～4cmとする。
- (2) 夏服…学校指定の長袖シャツまたは半袖開襟シャツと標準学生ズボンとする。左胸部に名札をつける。

### 2 女子制服

- (1) 冬服…学校指定の紺色無地のブレザー、スカート、ブラウス、ネクタイとする。ブレザーの左襟に校章、左胸部に名札をつける。スカート丈は、膝下（膝が隠れる長さ）とする。ベスト・セーターは、冬季の防寒対策として着用し、学校指定のものに限る。
  - (2) 夏服…学校指定の開襟ブラウス（長袖・半袖）、スカートとする。左胸部に名札をつける。
- 3 防寒用コートは無地の紺色で、型はステンカラーまたはPコートでフードなしを着用してもよい。ジャンパーは着用してはならない。
  - 4 頭髪は高校生として品位ある型とする。男子はすそがまゆ、耳、襟にかからないように短くする。女子は前髪がまゆの線を超えないようにし、もしこれより長いときは、黒色の目立たないヘアピンでとめる。髪を結ぶひもまたはリボン幅1cm以内で、黒・紺または茶色の飾りのないものとし、ゴムの場合も同色とする。
  - 5 有色のリップクリームやマニキュア等を含め化粧は禁止する。
  - 6 アクセサリー類を身につけてはならない。
  - 7 男女ともソックスは白・黒または紺色で、いずれも無地でくるぶしが完全に隠れる長さのものを着用する。ただし、式典時は男女とも白色無地のものに限る。また、女子の防寒具としてベージュのストッキングまたは黒色のタイツを着用してもよいが、黒色のタイツを着用する際は、必ず黒色無地のソックスを着用する。
  - 8 通学用の靴は、ひもつき・マジックテープの白色を基調とした運動靴、または華美でない黒色の革靴もしくは合成皮革の靴とする。ただし、かかとの高さは、3cm以内とする。
  - 9 生徒手帳は常に携帯する。

## 第2章 礼 儀

他人に対する敬愛の心持ちを表したものが礼儀である。殊に挨拶は人間関係の最も基本的なマナーである。

- 1 職員や外来者に対してはもとより、生徒相互でも気持ちのよい挨拶を心がける。暴言や粗暴な態度はとらない。
- 2 校外生活においても、他人に迷惑をかけることなく、本校生徒としてのマナーを守る。
- 3 健全な交友関係を心がける。

## 第3章 学習及び考査

生徒の本分はあくまでも真剣な学習への取り組みにあることを自覚しなければならない。

(学習に対する心得)

- 1 教科用具を忘れないようにするとともに、必ず持ち帰り予習復習をする。
- 2 授業開始のチャイムの合図で定められた自席に着き、授業の準備をして待機する。
- 3 授業の開始及び終了時には、学級委員長の号令で真心のこもった礼をする。
- 4 教師の許可なく座席を変更しない。

(考査に対する心得)

- 1 考査には公正な態度で臨むとともに、考査についての注意事項をよく守る。

## 第4章 風 紀

生徒としての本分を自覚し、自らの行動は慎重でなければならない。学校は1つの生活共同体であり、1人の不注意や非行が全体に迷惑をおよぼすことにもなるので、特に次の事項を厳守すること。

(一般生活)

- 1 飲酒、喫煙、薬物の乱用、その他法令により禁止されている行為はしないこと。
- 2 理由のいかんにかかわらず、暴力または脅迫を伴う行為やいじめ等をしてはならない。
- 3 校内で、許可なくして火気を扱ってはならない。
- 4 授業や部活動などに必要としない物品は、学校へ持参してはならない。
- 5 金銭の所持は必要最小限とし、貸借をしてはならない。
- 6 校内で物品等を売買してはならない。
- 7 政治的活動等については、次のことを心がける。
  - (1) 公職選挙法に違反しないこと。
  - (2) 学校の構内での選挙運動や政治的活動は禁止する。
  - (3) 放課後や休日等の学校の構外での選挙運動や政治的活動は、家庭の理解のもと、本人が判断し、おこなうこと。
- 8 次の行為をなすときは、あらかじめ担当教師を通じて校長の許可を受けなければならない。

- (1) 学校内外での集会、掲示、印刷物配布をするとき
- (2) 対外試合、合宿、下宿、登山その他危険を伴うおそれのある場所に入出入りする  
とき
- (3) 学校外の諸行事に参加したり、団体の組織またはこれに加入するとき
- (4) 異装をするとき
- (5) アルバイト（アルバイト許可規定に基づく）、募金をするとき
- (6) 自動車運転免許を取得するとき（運転免許取得に関する規定に基づく）なお、  
原付、自動二輪の免許取得は禁止する
- (7) 携帯電話（携帯電話の校内持ち込みに関する規定に基づく）を校内に持ち込む  
とき

（校内生活）

- 1 常に礼儀を重んじ、作法をよくわきまえて行動すること。
- 2 始業から終業まで、許可なく校外に出てはならない。
- 3 校舎、校具を無断使用したり、故意に汚損、破壊したりしてはならない。  
誤って破損した場合は、学級担任に届け出をし、弁償しなければならない。
- 4 校長室、職員室、事務室、警備室、保健室、その他特別教室等には許可なく立入  
ってはならない。
- 5 学校の備品を使用する際は担当教師の許可を、校外に持ち出す際は校長の許可を  
得なければならない。
- 6 放課後及び休業日に校内の教室及び体育館その他の施設を使用する際は、必ず担  
当教師の許可を得なければならない。
- 7 早退、外出、欠課等の場合は生徒手帳の「諸届・許可欄」にその事由を記入し、  
学級担任の許可印を受けなければならない。遅刻をした場合は「入室許可証」にそ  
の事由を記入し、教頭及び生徒指導部の許可印を受け、入室時にこれを授業担当者  
に呈示すること。
- 8 遅刻、欠席の場合は、事前もしくは当日7時50分から8時20分の間に保護者か  
ら学級担任へその理由を電話等で連絡すること。
- 9 忌引日数は、次のとおりである。

父 母	7日以内
祖父母・兄弟姉妹	3日以内
曾祖父母・伯叔父母	1日
兄弟姉妹の配偶者	1日
- 10 生徒の下校時刻は、17時である。  

考査の時間割発表後から考査終了までは、原則として各部の活動を禁止する。た  
 だし、やむを得ない事情のために活動する場合は、顧問が「定期考査中部活動許  
 願」を教頭に提出し、許可を得なければならない。
- 11 下校の際は最後の者が戸締まり及び消灯を確認する。

12 部室の使用は部活動中に限るものとし、関係のない私物を置いたり、部員以外の者を出入りさせてはならない。部室は常に整理整頓し、使用前後は施錠しておく。

(校外生活)

- 1 映画館やコンサート会場、カラオケボックス、ボウリング場、ゲームセンター、まんが喫茶、インターネットカフェ、ビリヤード場等への出入りは、香川県青少年保護育成条例に基づき、深夜の入場を禁止する。
- 2 パチンコ店、マージャン荘、飲酒店等、香川県青少年保護育成条例に規定されている場所への出入りは禁止する。
- 3 午後 11 時以降、保護者同伴以外の場合は外出しないこと。
- 4 原則として、保護者同伴以外の場合は外泊しないこと。
- 5 原付、自動二輪及び自動車の運転及び同乗（保護者等の運転する場合を除く）は禁止する。
- 6 交通事故に遭ったり、交通違反に問われた場合は、速やかに学級担任をとおして学校に届け出ること。また後日、「事故報告書」を生徒指導部に提出すること。

## 第 5 章 通 学

通学途上では服装・態度に注意し、道路交通法や交通マナーを遵守すること。

- 1 午前 8 時 30 分までに登校する。
- 2 放課後は、途中無用の寄り道をせず、速やかに帰宅する。
- 3 自転車通学者は「自転車通学登録書」により申請し、車体検査合格者のみ許可する。その場合、所定の鑑札を貼付し、万一に備えて自転車損害保険に加入しておくこと。ただし、JR 通学者は原則許可しない。
- 4 校内では自転車から下車し、駐輪については、校内の指定された場所に整頓して置き、必ず施錠をすること
- 5 自転車の二人乗り、傘差し、並進、無灯火、信号無視、運転中の携帯電話・ヘッドフォン使用等の交通法規違反をしないこと。